

藤本昇特許事務所の弁理士が語る

法改正と重要判決解説セミナー

藤本昇特許事務所の40周年を記念して、日本弁理士会の各委員会でも活躍中の当事務所の弁理士が、本年5月14日に公布された特許・意匠・商標の法改正について説明いたします。また、特許(進歩性)と意匠(創作性)について、大阪地裁で代理した重要事件の判決の実例を解説いたします。ぜひご出席ください。

2014年

10月2日(木)**13:30~17:00**

※質疑応答含む(受付:13:00~)

会場: ハートンホテル南船場 (大阪市中央区南船場2-12-22)

参加費: **無料**

申込み: FAXもしくはメールにてお申込みください。

※定員になり次第締め切らせていただきます。

1. 特許法の改正
特許異議申立制度の創設
2. 重要判決の紹介
進歩性の判断と引用例の適否
~講師が経験した実例紹介~

特許

講師: 藤本昇特許事務所 特許部門長
弁理士 北田 明

装置や機械分野を専門とする弁理士で、出願や権利化業務だけではなく、発明発掘や知財相談・リスク対策などの面からも企業を支援。
■日本弁理士会 特許委員会 副委員長

1. 意匠法の改正
ハーグ協定及びジュネーブ改正協定
2. 重要判決の紹介
意匠法第3条第2項の創作性と
無効判断の可否~講師が経験した実例を踏まえて~

意匠

講師: 藤本昇特許事務所 意匠部門長
弁理士 野村 慎一

意匠専門の弁理士で、商品の企画・開発段階からパリエーションマップを作成するなど、意匠の出願戦略を重視。
■日本弁理士会 意匠委員会 副委員長

1. 商標法の改正
新しい商標
2. 海外における新しいタイプの商標の
保護状況並びに登録例

商標

講師: 藤本昇特許事務所 商標部門長
弁理士 白井 里央子

国内外の商標の権利化業務をはじめ餃子の王将事件など、多数の係争・訴訟事件を手掛ける。商標専門弁理士として活躍中。
■日本弁理士会 商標委員会 委員 (2011~2013年)

<セミナー申込書> 株式会社パトラ 宛 FAX:06-6271-7910 /mail:patra@sun-group.co.jp

会社名				氏名	
部署				役職	
住所	〒				
TEL		mail			
人数	2名様以上でご参加の場合は、こちらにもご記入ください。⇒ お申込者の方を含め 合計_____名参加				

※ご記入いただいた個人情報はサン・グループのみが保管し、本セミナー関連業務・今後開催するセミナーの案内等に利用いたします。



お問合

株式会社パトラ 亀井 TEL:06-6271-2383 mail:patra@sun-group.co.jp

SUN・GROUP

藤本昇特許事務所・株式会社ネットス・株式会社パトラ